

議案第42号

松井田庁舎空調設備改修工事請負契約の変更契約締結について

松井田庁舎空調設備改修工事について、一部に設計変更が生じ、変更契約の締結を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安中市条例「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

安中市長 岩井 均

1 変更事由 工事内容の変更による契約金額の変更

2 変更内容 変更前契約金額

金149,226,000円

変更後契約金額

金161,084,000円